

4 前項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 原子力事業所の名称及び所在地

三 原子炉の運転等のための施設の位置、構造及び設備

四 及び該施設の運搬開始前の使用状況及び運搬終了後の使用予定

五 運搬開始前及び運搬終了後に保有する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、保管場所及びその方法

六 運搬に付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の取扱いの方法

七 運搬の経路及び方法並びに当該運搬の開始時期及び予定終了時期

八 運搬する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量

九 第三項の規定の適用を受ける者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、変更しようとする事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならぬ。い。

附 則

○ 経済産業省令第十八号

○ この省令は、公布の日から施行する。

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）第二条第一項第四号の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第三十五条第一項第四号中「以下のいずれかの事由に該当すると認められるときは、五人以上」を「次に掲げる事由に該当する場合には、それぞれ

正する省令

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第三十五条第一項第四号中「以下のいずれかの事由に該当すると認められるときは、五人以上」を「次に掲げる事由に該当する場合には、それぞれ

○經濟産業省令第十九号
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑
事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十九年法
律第九十五号)の施行に伴い、及び特許法(昭和
三十四年法律第二百二十一号)を実施するため、特
許法施行規則の一部を改正する省令を次のように
定める。

平成二十年三月二十四日

　　經濟産業大臣 甘利 明

特許法施行規則の一部を改正する省令

特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第
十号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の十四中「面前」の下に「特許法第
五百一一条において準用する民事訴訟法第二百三
条の三第二項に規定する措置をとる場合及び同法
第二百四条に規定する方法による場合を含む。」
を加える。

第五十八条の十五の次に次の二条を加える。
(付添い)

第五十八条の十五の一　審判長は、特許法第二百五
十一条において準用する民事訴訟法第二百三条
の二第一項に規定する措置をとるに当たつて
は、当事者及び参加人並びに証人の意見を聽か
なければならない。

2　前項の措置をとつたときは、その旨並びに証
人に付き添つた者の氏名及びその者と証人との
関係を調書に記載しなければならない。
(遮へいの措置)

第五十八条の十五の三　審判長は、特許法第二百五
十一条において準用する民事訴訟法第二百三条
の三第一項又は第二項に規定する措置をとるに
当たつては、当事者及び参加人並びに証人の意
見を聽かなければならぬ。

2　前項の措置をとつたときは、その旨を調書に
記載しなければならない。

第五十八条の十六第一項中「第二百四条」を第
二百四条第一号に掲げる場合における同条に改
め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」
を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前
項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、
同条第一項の次に次の二項を加える。

2 特許法第四五十一條に於て準用する此種訴訟
　　訴法第三四四条第一項に掲げる場合における事務
　　事務者及び参加人並びに証人の意見を聽いて、
　　相及び参加人を特許庁に出席させ、証人を特許
　　庁又は相談専門に必要な装置の設置された場所に於けられ
　　であつて審判長が相手に開くべき場所に出席させ
　　てある。」の場合は「おこりて、証人を特許庁に出席
　　させることをせば、審判長、当事者及び参加人が
　　証人を聴聞するためには在席する場所以外の場所
　　にその証人を在席させるものとする。

四 〇 法務省扣留金四十十九円
　　左記の者の申請による日本に輸出の性せし
　　れを証可す。
　　平成二十一年三月三十日

大野 大田 鷹司 邦太
住所 東京都江東区北砂7丁目7番1-1111号
周少青 昭和61年2月4日生
周曉鋒 平成元年5月8日生
住所 東京都福島城市東長沼1571番地2
曹小英 昭和32年8月4日生
張鳳清 昭和41年1月30日生
陳航 昭和63年8月8日生
住所 東京都町田市小山町752番地3
ケイン・ハックシー 昭和37年12月5日生
住所 東京都福生市加美平4丁目1番地
トミエ・エレナ・ヨシダ 昭和47年6月15日生
住所 東京都大田区池上6丁目5番11-202号
顧玲 昭和57年4月29日生
住所 東京都墨田区黒2丁目2番7-202号
劉敏 昭和45年6月24日生
住所 東京都新宿区大京町29番地
王志岩 昭和45年11月16日生
住所 東京都足立区梅田5丁目24番10-304号
李勇範 昭和50年2月17日生
芦春子 昭和50年7月21日生
李雨珍 平成16年11月6日生

住所	東京都杉並区成田東4丁目35番19号 劉瀨 昭和53年7月26日生
住所	東京都大田区南蒲田2丁目28番22号 朴尚文 昭和59年12月17日生
住所	東京都北区中里3丁目25番2号 韓梨子 昭和33年9月6日生
住所	東京都世田谷区野毛1丁目10番3号 康誠壽 昭和61年8月18日生
住所	東京都世田谷区上大崎4丁目1番1—1707号 金貞姬 昭和54年2月14日生
住所	東京都江東区大島5丁目45番7—901号 朱渼桐 昭和37年10月19日生
住所	群馬県伊勢崎市曲沢町806番地87 金秀慶 昭和49年11月30日生
住所	群馬県伊勢崎市連取町234番地10 サラ・クリスティーナ・アサト・グシケン 昭和57年10月8日生
住所	岐阜市小牧市小木南3丁目32番地 リーナ・グラシェリ・ノダ・アサト 平成18年12月19日生
住所	東京都江戸川区西端江3丁目26番地58 ニタヤ・コバヤシ 昭和47年6月8日生
住所	群馬県伊勢崎市新田町前原1番地 シーラ・マリー・モラレス・ミヤタ 昭和44年9月18日生
住所	愛知県小牧市小木南3丁目32番地 佟麗菊 昭和53年4月9日生
住所	愛知県豊明市新田町前原1番地 胡冰 昭和57年1月29日生
住所	岐阜市神室町4丁目36番地 王俊臣 昭和48年10月17日生
住所	岐阜市北区成願寺1丁目6番A—3803号 王天龍 平成18年2月13日生
住所	名古屋市北区成願寺1丁目6番A—3803号 常靖 昭和49年8月30日生
住所	名古屋市千種区薺場2丁目14番3号 常銳 昭和54年7月28日生
住所	広島県廿日市阿品台西2番38—201号 王闡娜 昭和57年9月3日生
住所	大分市三川下1丁目3番35号 鄭花織 昭和48年9月3日生
住所	大分県中津市大字中殿523番地1 季玉粉 昭和53年1月25日生